



# 臨時株主総会 招集ご通知

日 時 2025年11月20日 (木)  
午後6時30分  
(受付開始 午後6時)

場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
東京日本橋タワー4階  
ベルサール東京日本橋

前回の定時株主総会と会場が異なっておりますのでご注意ください。会場の詳細は、末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。

## 決議事項

議案 当社とSBIグローバルアセットマネジメント株式会社との吸収合併契約承認の件

インターネット又は書面（郵送）による  
議決権行使期限

2025年11月19日 (水) 午後5時15分まで

決議通知に関するご案内

決議ご通知は、郵送はせず、当社ウェブサイト  
(<https://www.sbirheoshifumi.rheos.jp/>) に掲載いたします。

# 株主各位

証券コード 165A  
(発信日) 2025年11月4日  
(電子提供措置開始日) 2025年10月30日

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

**SBIレオスひふみ株式会社**

代表取締役会長兼社長 **藤野 英人**

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sbirheoshifumi.rheos.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスして、「投資家情報」「株主総会」を順に選択の上、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（SBIレオスひふみ）又は証券コード（165A）を入力・検索いただき、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）により議決権行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討の上、2025年11月19日（水）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の様子をご自宅等から、パソコン・タブレット・スマートフォンによりご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。なお、ライブ配信を通じての議決権行使やご発言等はできませんので、あらかじめご了承願います。

ライブ配信の詳細につきましては、5～6ページをご参照ください。

敬 具

記

<b>① 日 時</b>	2025年11月20日（木曜日）午後6時30分（受付開始：午後6時）
<b>② 場 所</b>	東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー4階 ベルサール東京日本橋 <span style="color:red;">前回の定時株主総会と会場が異なっておりますのでご注意ください。</span> <span style="color:red;">会場の詳細は、末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。</span>
<b>③ 目的事項</b>	<b>決議事項</b> 議案 当社とSBIグローバルアセットマネジメント株式会社との吸収合併契約承認の件
<b>④ 議決権行使についてのご案内</b>	3ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご来場いただいた際は、お手数ながら議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 株主総会ご出席者のお土産はござ用意しておりません。あらかじめご了承ください。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。  
①株主総会参考書類の議案「当社とSBIグローバルアセットマネジメント株式会社との吸収合併契約承認の件」の「3. 会社法施行規則第182条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に定める事項の内容の概要」の「（2）合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号、第4項）」の「（ア）吸収合併存続会社の定款の内容」  
②株主総会参考書類の議案「当社とSBIグローバルアセットマネジメント株式会社との吸収合併契約承認の件」の「3. 会社法施行規則第182条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に定める事項の内容の概要」の「（4）計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項）」の「（ア）吸収合併存続会社についての事項」の「1）吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

当社ウェブサイト <https://www.sbirheoshifumi.rheos.jp/>



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年11月20日（木曜日）  
午後6時30分  
(受付開始：午後6時)



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年11月19日（水曜日）  
午後5時15分到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年11月19日（水曜日）  
午後5時15分入力完了分まで

前回の定時株主総会と会場が異なっておりますのでご注意ください。会場の詳細は、末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 枚

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

□□□□□□

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

(印取扱い)

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
オンラインQRコード

QRコード  
見本  
□□□□□□

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書用紙において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2025年11月19日（水）午後5時15分まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード<sup>®</sup>を読み取ります。
  - ② 株主総会ポータル<sup>®</sup>トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
  - ③ スマート行使<sup>®</sup>トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 
- ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

## 事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年11月17日（月）午後5時15分まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

## ご注意事項

- 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0：00～5：00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

### お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

# ■ インターネットによるライブ配信のご案内

本株主総会の様子をご自宅等から、パソコン、タブレット、スマートフォンによりご観いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。

ライブ配信は、バーチャル株主総会支援サービス「Sharely（シェアリー）」を通じて行います。ただし、本ライブ配信でのご参加は会社法上、株主総会への出席として認められる出席型ではなく、株主総会の視聴のみの参加型となります。そのため、ライブ配信を通じての議決権行使やご発言等はできません。事前にインターネット又は郵送等により議決権をご行使くださいますようお願いいたします。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮しますが、やむを得ずご出席株主様が映りこんでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

## 1 配信日時

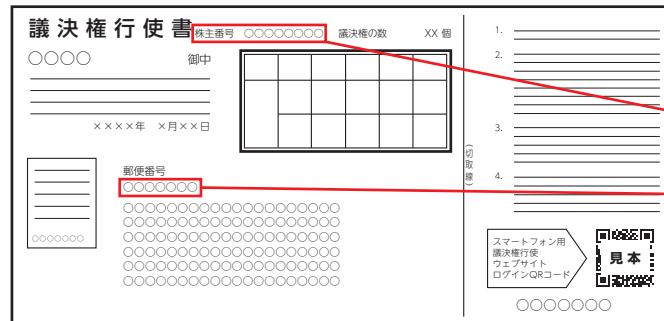
2025年11月20日（木）午後6時30分から株主総会終了時刻まで

※株主総会の開始は午後6時30分からとなります。開始15分前よりライブ配信は開始されます。

## 2 ご視聴方法

以下のライブ配信ウェブサイトよりアクセスいただき、「株主番号」「株主様ご自身の郵便番号（7桁の半角数字）」の2項目をご入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

ライブ配信ウェブサイト <https://web.sharely.app/login/sbirheoshifumi20251120>



お手元に届いた議決権行使書用紙に記載されている、株主番号、郵便番号を用い、以下の要領でログインしてください。（PC・スマートフォンどちらも同じログイン画面イメージとなります）

1. 株主番号、郵便番号を入力
2. 「ログイン」ボタンを押す

（注）2025年10月16日以降に住所変更をお届出の株主様について、お送りした議決権行使書に記載の郵便番号・住所が新しいものに更新されている場合は、2025年10月15日時点のものをご入力ください。

### 3 ご注意事項

- ・ご視聴は、株主様ご本人のみとさせていただきます。
- ・ライブ配信を通じての議決権行使やご発言等はできません。事前にインターネット又は郵送等により議決権をご行使くださいますようお願いいたします。
- ・撮影、録画、録音、保存、SNS等での公開等は固くお断りいたします。万が一発見した場合には、法的な措置を取らせていただくこともありますのでご了承ください。
- ・ご視聴いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ・ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてはサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ・やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合には、当社ウェブサイト (<https://www.sbirheoshifumi.rheos.jp/>) にてお知らせいたします。
- ・配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

### 4 ライブ配信に関するお問い合わせ先

#### 視聴方法等について

ライブ配信に関するヘルプデスク  
バーチャル株主総会支援サービス  
「Sharely（シェアリー）」専用ダイヤル

電話：03-6683-7664

受付時間：2025年11月20日（木）株主総会当日  
午後5時30分から株主総会終了時刻まで

# 株主総会参考書類

議案

## 当社とSBIグローバルアセットマネジメント株式会社との吸収合併契約承認の件

当社とSBIグローバルアセットマネジメント株式会社（以下「SBI GAM」といいます。）は、2025年9月30日に、それぞれの取締役会において、SBI GAMを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とし、2025年12月1日（予定）を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、2025年9月30日付で本合併に関する吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本合併契約のご承認をお願いいたしたく存じます。本合併を行う理由、本合併契約の内容その他の本議案に関する事項は、次のとおりです。

### 1. 本合併を行う理由

#### (1) 本合併の背景

SBIグループは、証券事業、銀行事業及び保険事業を中心とする「金融サービス事業」、投資信託の設定、募集、運用などの投資運用や投資助言を行う「資産運用事業」、ベンチャーキャピタルファンド等を運営するプライベートエクイティ事業を中心とする「PE投資事業」、暗号資産交換業等を運営する「暗号資産事業」、並びに、バイオ・ヘルスケア、メディカルインフォマティクス分野やWeb3関連の先進的な分野に取り組む事業等が含まれる「次世代事業」を中心に事業を行っております。

SBI GAMはSBIホールディングス株式会社（以下「SBI HD」といいます。）を中心とするSBIグループにおいて、上記の主要な5つの事業分野のうちの一つである資産運用事業における中核会社と位置付けられ、当社、SBI岡三アセットマネジメント株式会社（以下「SBI岡三AM」といいます。）と併せてSBIグループの同事業を牽引しております。

当社は、その子会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社（以下「レオスキャピタル」といいます。）による2024年4月1日付の単独株式移転により設立された中間持株会社であります。レオスキャピタルがSBIファイナンシャルサービスーズ株式会社による子会社化によりSBIグループとなった2020年4月当初より、SBI GAM、レオスキャピタル、SBI岡三AMではその取り扱う運用商品の差別化により棲み分けを行ってまいりました。

その中で、SBIグループでは、2028年3月期中に、グループにおける資産運用残高を20兆円とする目標を掲げ、2025年8月末現在の11.7兆円からの更なる飛躍的な成長を目指しておりますが、その達成、引いては、SBIグループにおける資産運用事業の確実な成長・発展による果実を、「顧客中心主義の徹底」というSBIグループの事業構築の基本観に基づき、更なるお客さまの便益性向上に繋げていくためには、グループ内でのより効率的かつ機動的な事業運営が必要不可欠であると考えていることに加え、地政学リスク等に起因した不安定なマーケットの動向等、資産運用事業を担う各社を取り巻く足元の事業環境等を踏まえ、グループとしての総合力を活かした収益力の強化や事業運営コストの抑制を行っていくことが急務であると考えております。そのための方策の一つとして、SBI GAMは、SBI GAMがグループ内の資産運用事業等を一元的

に統括する体制を整えることが有用であると考え、まずは、その一環として、2025年8月20日、SBIGAMを株式交付親会社、SBIGAMを株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うことについて決定し、2025年9月11日に本株式交付の効力が発生し、SBIGAMは、SBIGAMの子会社となっております（本株式交付に係る詳細は、SBIGAMが2025年8月20日に公表いたしました「SBIGAMアセットマネジメント株式会社の株式交付（簡易株式交付）による子会社化及び子会社（特定子会社）の異動のお知らせ」をご参照ください。）。

このようにSBIGAMを中心とするSBIGroupにおける資産運用事業においては、グループ内のリソースの結集を図りつつあります。

## （2） 本合併の目的

SBIGroupでは、例えば証券事業においては他社に先行して国内株式の売買手数料無料化を実施するなど、「顧客中心主義」を徹底し、金融に関する様々なニーズを有するお客さまに対し、高い競争力を有する商品・サービスを提供してきたものと自負しておりますが、今後もお客さまの利益の最大化を図るべく、グループの総力の結集を図ることが重要であると考えております。SBIGroup内の資産運用事業の運営の観点からは、SBIGAMとして、SBIGAMに加えて、当社とも有機的な連携を発展させること、具体的には、商品戦略上の棲み分け等により緊密な情報伝達を行うことによる業務推進面の効率化や、重複する管理部門の削減等による合理化の推進など、グループ内各社を一元的に統括することが、グループ全体での当事業の競争力の強化につながり、それが更なる「顧客中心主義」の実現、個人投資家等の受益者の利益に資するものと考えております。世界経済が一層不透明さを増す環境下においては、SBIGAMとの連携の本格化から、早期にグループとしての事業統括の一本化を完成させることが重要であり、これが結果的に各ステークホルダーの利益にも適うものであると考えるに至りました。

その後、この基本的な考えについては、同じSBIGroupに属するSBIGAM、当社の両社とも異論がなかったことから、事業連携の強化について、本合併その他の手法の選択も含めた協議を開始し、2025年8月下旬から9月下旬にかけて、両社間で法務及び財務のデュー・デリジェンス（以下「DD」といいます。）を相互に実施いたしました。加えて、税務DDについてはSBIGAMが当社に対して実施しております。これらのDDを踏まえ、慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、両社としては、事業統合のシナジー等を最大化するためには、グループの資産運用事業を統括する会社を一本化し、その下に、アセットマネジメント事業を営む各社を配置する形態が望ましいとの結論に達し、両社が合併するという手法の選択が、上述の基本的な考え方にも最も合致し、両社の企業価値向上には最適であると判断したため、本合併契約の締結に至ったものです。なお、当社は、2023年4月25日にレオスキャピタルとして上場してから短期間での上場廃止となりますが、当該上場以降、SBIGroupにおいて、SBIGroupにおける資産運用事業の確実な成長・発展による果実を、「顧客中心主義の徹底」というSBIGroupの事業構築の基本觀に基づき、更なるお客さまの便益性向上に繋げていくためには、グループ内でより効率的かつ機動的な事業運営が必要不可欠であると考え、また、グループとしての総合力を活かした収益力の強化や事業運営コストの抑制を行っていくことが急務であるとの考えを持つに至ったことから、本合併を行う選択をいたしました。

## 2. 本合併契約の内容の概要

当社とSBIGAMが2025年9月30日付で締結した本合併契約の内容は、別紙1「合併契約書」をご参照ください。

## 3. 会社法施行規則第182条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に定める事項の内容の概要

### (1) 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号、第3項）

#### (ア) 本合併に際して交付する株式の数の相当性に関する事項

##### 1) 本合併に係る割当ての内容

	SBIGAM (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当比率	1	0.36

#### (注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）

当社の株式1株に対して、SBIGAMの株式0.36株を割当て交付します。ただし、本合併の効力発生日直前（以下「基準時」といいます。）に当社が保有する自己株式5,968,700株（2025年9月30日現在）については、本合併による株式の割当ては行いません。

#### (注2) 本合併により交付するSBIGAMの株式数：普通株式35,169,156株

上記の交付株式数は、当社において、2025年4月1日から2025年9月29日までの間に新株予約権の行使により発行された244,000株にも本合併により株式の割当てが行われることを加味しておりますが、今後、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、基準時までの間に当社の自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。

また、本合併によりSBIGAMが交付する株式は、全て新たにSBIGAMの普通株式を発行することを想定しています。

#### (注3) 単元未満株式の取扱い

本合併によりSBIGAMの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになる当社の株主の皆様におかれましては、SBIGAMに関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引市場においては単元未満株式を売却することはできません。

##### ① 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びSBIGAMの定款の規定に基づき、SBIGAMの単元未満株式を保有する株主の皆様が、SBIGAMに対し、自己の保有する単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる数のSBIGAM株式を売り渡すことを請求し、これを買増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、SBIGAMの単元未満株式を保有する株主の皆様が、SBIGAMに対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、SBIGAM株式1株に満たない端数の割当を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

2) 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、取締役及び従業員がオーナーシップ意識を持って業務を遂行するためのインセンティブとなることを目的として、新株予約権を発行しております。

本合併後もその発行目的を維持するため、SBIGAMは、本合併に際して、実質的に同一の条件となる新株予約権の目的である株式の数を本合併比率に応じて調整したSBIGAMの新株予約権を、基準時における当社の各新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する当社の新株予約権1個につき、SBIGAMの新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）1個の割合をもって交付する予定です。本新株予約権の概要につきましては、別紙1「吸収合併契約書」の別紙4-①-2、別紙4-②-2、別紙4-③-2をご参照ください。

なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

3) 本合併に係る割当ての内容の根拠等

a. 割当ての内容の根拠及び理由

SBIGAM及び当社は、上記「1. 本合併を行う理由」の「(2)本合併の目的」のとおり、本合併を含む事業連携の強化の手法を検討するにあたり、SBIGHDがSBIGAM及び当社それぞれの親会社であることから、本合併を行う場合には、両社にとって支配株主との重要な取引等に該当し、両社は、公正性を担保する必要があると判断し、下記「iv.公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、SBIGAMは株式会社KIC（以下「KIC」といいます。）を、当社はEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EY」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

そして、両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ、両社それが相手方に対して実施したDDの結果等を踏まえて、それぞれ両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。

また、SBIGAMにおいては、下記「iv.公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、2025年9月30日付で、独立役員5名（うち社外取締役3名、社外監査役2名）から意見書を取得したことに加えて、SBIGAMの第三者算定機関であるKICによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカウント・キャッシュ・フロ

一法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、また、別途両社の規模を比較するための数値として、双方の時価総額の1か月平均、3か月平均の数値も考慮し、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「(ア)本合併に際して交付する株式の数の相当性に関する事項」の「1) 本合併に係る割当の内容」に記載の本合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

具体的には本合併における合併比率については、SBIGAMの第三者算定機関であるKICによる合併比率の算定結果のうち、株式市場における客観的な指標である市場株価法、直近の両社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定されているDCF法による算定結果のいずれも考慮した上で、市場株価法による算定結果のレンジを上回る一方で、DCF法による算定結果のレンジの中央値付近であり、算定結果の全体のレンジの範囲内であることに加えて、上記「1. 本合併を行う理由」の「(2)本合併の目的」のとおり、本合併が両社の企業価値向上には最適であり、SBIGAMの少数株主においてもその利益を享受できることから、SBIGAMの少数株主の利益を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。

当社においては、下記「iv.公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、2025年9月30日付で、独立役員である社外取締役3名（中村利江氏、垣内俊哉氏及び三木桂一氏）から意見の入手をしたことに加えて、当社の第三者算定機関であるEYによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジを踏まえ、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「(ア)本合併に際して交付する株式の数の相当性に関する事項」の「1) 本合併に係る割当の内容」に記載の本合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

具体的には本合併における合併比率については、当社の第三者算定機関であるEYによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のいずれも考慮した上で、市場株価法による算定結果のレンジを上回り、かつ、DCF法による算定結果のレンジの上限付近であり、算定結果の全体のレンジの範囲内であることに加えて、上記「1. 本合併を行う理由」の「(2)本合併の目的」のとおり、本合併が両社の企業価値向上には最適であり、当社の少数株主においてもその利益を享受できることから、当社の少数株主の利益を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。

このように、両社は、それぞれ、第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したDDの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、両社の時価総額、1株当たり利益といったファンダメンタルズ面の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、2025年9月30日に開催された両社の取締役会において、本合併比率により本合併を行うことを決定し、合意いたしました。なお、かかる両社の取締役会においては、下記「iv.公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、利害関係を有しない取締役全員の承認を得ており、かつ、利害関係を有しない監査役全員が異議がない旨の意見を述べております。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

b. 算定に関する事項

i. 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

S B I G A Mの第三者機関であるK I Cは、S B I G A M及び当社の関連当事者には該当せず、S B I G A M及び当社との間で重要な利害関係を有しません。なお、本合併に係るK I Cに対する報酬は、本合併の成否にかかわらず支払われる固定報酬であります。

また、当社の第三者機関であるE Yは、S B I G A M及び当社の関連当事者には該当せず、S B I G A M及び当社との間で重要な利害関係を有しません。なお、当社は、E Yに対し、本合併に係る算定業務に関して固定報酬を支払うこととしております。

なお、S B I G A Mは、当社の財務情報等の客観的な資料及び当社に対して実施したDDの結果を総合的に考慮し、かつ、両社間での協議・交渉を経て本合併比率を決定していることから、第三者算定機関からフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

また、当社は、S B I G A Mの財務情報等の客観的な資料及びS B I G A Mに対して実施したDDの結果を総合的に考慮し、かつ、両社間での協議・交渉を経て本合併比率を決定していることから、第三者算定機関からフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

ii. 算定の概要

S B I G A Mは、合併比率の算定にあたって公正性を担保するため、K I Cを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、2025年9月29日付で、以下の内容を含む合併比率算定報告書（以下「本合併比率算定報告書（S B I G A M）」といいます。）を取得いたしました。

K I Cによる両社の株式価値の算定手法は以下のとおりです。

K I Cは、東京証券取引所プライム市場に上場しているS B I G A Mの普通株式（以下「S B I G A M株式」といいます。）及び東京証券取引所グロース市場に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の価値の算定手法として、複数の株式価値算定手法の中からS B I G A M株式及び当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、両社が継続企業であるとの前提の下、S B I G A M株式及び当社株式の株式価値についてそれぞれ多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、S B I G A M株式が東京証券取引所プライム市場に、当社株式が東京証券取引所グロース市場にそれぞれ上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、両社において将来の財務予測が存在することから、将来の事業活動の状況を算定に反映するために永久成長率に基づくDCF法を用いて、S B I G A M株式及び当社株式の1株当たりの株式価値の算定をそれぞれ行いました。

上記の各方式において算定された、SBIGAM株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定結果
SBIGAM	当社	
市場株価法		0.30～0.34
DCF法		0.22～0.47

市場株価法では、2025年9月29日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるSBIGAM株式の基準日終値630円、直近1ヶ月間の終値単純平均値643円、直近3ヶ月間の終値単純平均値638円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値637円並びに東京証券取引所グロース市場における当社株式の基準日終値215円、直近1ヶ月間の終値単純平均値212円、直近3ヶ月間の終値単純平均値205円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値194円を基に、SBIGAM株式の1株当たりの株式価値の範囲を630円～643円、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を194円～215円とそれぞれ算定しております。

DCF法では、SBIGAMについては、SBIGAMが作成した2026年3月期から2030年3月期までの財務予測及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、SBIGAMが2026年3月期第1四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてSBIGAMの企業価値や株式価値を算定しております。その際、8.0%～10.0%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、0.0%～2.0%の永久成長率を採用しております。その結果、SBIGAM株式の1株当たりの株式価値の範囲を582円～876円と算定しております。当社については当社が作成した2026年3月期から2028年3月期までの財務予測及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期第1四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定しております。その際、9.2%～11.2%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、0.0%～2.0%の永久成長率を採用しております。その結果、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を189円～272円と算定しております。

SBIGAMについての財務予測においては、大幅な増益を見込んでおります。具体的には、2027年3月期において運用資産残高（以下「AUM」といいます。）の増加等を要因として、営業利益については2027年3月期に前年度対比で44%の増益となることを見込んでおります。また、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、AUMの増加等を要因とする売上高の成長に伴う増益により、フリー・キャッシュ・フローについては2027年3月期に前年度対比で38%の増加を、2028年3月期に前年度対比で45%の増加を見込んでおります。また、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していません。

また、当社についての財務予測においては、大幅な増益を見込んでおります。具体的には、A U Mの増加等を要因として、営業利益については2027年3月期に前年度対比で38%の増益となることを見込んでおります。また、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、運転資本増減の計算における売上債権及び仕入債務の増減等を要因として、2027年3月期に前年度対比で47%の減少を、2028年3月期に前年度対比で150%の増加を見込んでおります。また、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

なお、K I Cは合併比率の算定に際して、両社から開示された文書及び調査協力者に対するインタビューに依拠して作成しているため、開示されていない文書又は情報について何ら依拠するものではなく、また、これらの文書及び情報の正確性や完全性について何らの責任を負うものではありません。K I Cが合併比率の算定に際して依拠した情報の範囲は、両社から任意に提供された範囲に限られており、K I Cが求めた全ての資料及び情報が網羅的に提供されたものではなく、より包括的な精査によって認識される問題点を認識していない可能性があります。また、K I Cが実施した合併比率の分析は、合併比率に関するフェアネス・オピニオン等の意見表明業務ではなく、S B I G A Mは本合併における合併比率がS B I G A Mの普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

他方、当社は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、E Yを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定報告書（以下「本合併比率算定報告書（当社）」といいます。）を取得いたしました。

E Yは、両社の株式価値の算定手法として、両社株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2025年9月29日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。また、将来の事業活動の状況を株式価値算定に反映するために、D C F法を採用して算定を行いました。各算定手法による、S B I G A M株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定結果
S B I G A M	当社	
市場株価法		0.30～0.34
D C F法		0.31～0.38

市場株価法では、2025年9月29日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるSBIGAM株式の基準日終値630円、直近1ヶ月間の終値単純平均値643円、直近3ヶ月間の終値単純平均値638円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値637円並びに東京証券取引所グロース市場における当社株式の基準日終値215円、直近1ヶ月間の終値単純平均値212円、直近3ヶ月間の終値単純平均値205円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値194円を基に、SBIGAM株式の1株当たりの株式価値の範囲を630円～643円、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を194円～215円とそれぞれ算定しております。

DCF法では、SBIGAMについては、SBIGAMが作成した2026年3月期から2030年3月期までの財務予測について、当社が2029年3月期及び2030年3月期の計画を除くことにより調整した2026年3月期から2028年3月期までの財務予測及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、SBIGAMが2026年3月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてSBIGAMの企業価値や株式価値を算定しております。その際、7.8%～9.0%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、2.0%の永久成長率を採用しております。その結果、SBIGAM株式の1株当たりの株式価値の範囲を585円～673円と算定しております。当社については当社が作成した2026年3月期から2028年3月期までの財務予測及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定しております。その際、9.2%～12.2%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、2.0%の永久成長率を採用しております。その結果、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を182円～259円と算定しております。

EYがDCF法による算定の前提としたSBIGAMの財務予測において、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、AUMの増加等により、営業利益については2027年3月期に前年度対比で44%の増益を、また、フリー・キャッシュ・フローについては2027年3月期に前年度対比で111%の増加を、2028年3月期に前年度対比で37%の増加を見込んでおります。

また、EYがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、AUMの増加等により、営業利益については2027年3月期に前年度対比で38%の増益を、また、フリー・キャッシュ・フローについては2027年3月期に前年度対比で117%の増加を、2028年3月期に前年度対比で33%の増加を見込んでおります。当社の財務予測は以下のとおりです。なお、財務予測は、取締役会の承認を受けた期初事業計画に基づいています。記載の数値は、当社が期初時点で株式マーケットの情勢などについて合理的と考えられる前提に基づき予算管理のために策定した事業計画であり、これらの前提については様々な不確実性が存在していることから、当期の業績を予想するものではありません。

(単位：百万円)

	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期
営業収益	12,907	16,324	18,183
EBITDA	2,562	3,427	3,598
営業利益	2,168	2,991	3,128
フリー・キャッシュ・フロー	456	991	1,318

なお、両社の財務予測は、本合併の実施を前提としておりません。

EYは、上記合併比率の算定に際して、SBIGAM、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則そのまま採用し、採用した情報等が、全て正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証を行っておりません。SBIGAM、当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。EYの算定は、2025年9月29日現在までに入手可能な情報等及び経済条件を前提としたものであります。なお、EYの算定は、当社の業務執行を決定する機関が合併比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

### Ⅲ. 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併に伴い、当社の普通株式は、2025年11月27日付けで、東京証券取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本合併の効力発生日において当社の株主様に割り当てられるSBIGAMの普通株式は東京証券取引所に上場されているため、株式の所有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割当のみを受ける可能性はあるものの、引き続き1単元以上の株式については東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できると考えております。なお、本合併の効力発生日以降も、SBIGAMの普通株式は、SBIGAMの現在の上場市場である東京証券取引所プライム市場に上場維持することとなります。

本合併により、SBIGAMの単元未満株式を所有することとなる当社の株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することができませんが、単元未満株式の買取り又はその保有する単元未満の株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができます。かかる取扱いの詳細につきましては、上記「(ア)本合併に際して交付する株式の数の相当性に関する事項」の「1) 本合併に係る割当ての内容」の(注3)をご参照ください。また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細について、上記「(ア)本合併に際して交付する株

式の数の相当性に関する事項」の「1) 本合併に係る割当ての内容」の（注4）をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2025年11月26日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する当社の普通株式を従来どおり取引できるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利行使することができます。

iv. 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

本合併は、SBILDがSBIGAM及び当社それぞれの親会社であることから、両社にとって支配株主との重要な取引等に該当し、両社は、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）をとりました。

① 独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

両社は、本合併における合併比率の公正性を担保する観点から、上記「a.割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年9月30日開催の両社の取締役会にて、それぞれ決議しました。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② SBIGAMにおける独立した法律事務所からの助言

SBIGAMは、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、三浦法律事務所を選任し、三浦法律事務所から、本合併は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める支配株主との重要な取引等に該当することから、これに係る遵守事項を遵守すべく、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じる必要があること、本合併における具体的な措置としては、独立した第三者算定機関からの本合併比率算定報告書（SBIGAM）の取得、独立した法律事務所からの助言及び特別利害関係のある取締役を取締役会に参加させないことなどの措置を講じ、これらを踏まえて独立役員からの意見の取得を行う必要があるなど、SBIGAMの意思決定方法に関する法的助言を受けております。なお、三浦法律事務所は、SBIGAM及び当社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、本合併に係る手続、意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、SBIGAM及び当社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

④ S B I G A Mにおける独立役員からの意見の取得並びにS B I G A Mの独立役員を含む利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本合併は同一の親会社を持つ会社同士の取引として支配株主との取引等に該当いたします。そのため、下記「(ウ)当社の株主の利益を害さないように留意した事項（同条項第3項第3号）」の「3）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要」の「a. S B I G A Mにおいて入手した意見の概要」のとおり、S B I G A Mは、2025年9月30日付で、独立役員5名（うち社外取締役3名、社外監査役2名）から意見の入手を行っております。

また、S B I G A Mは、本合併に関する議案を決議した2025年9月30日に開催した取締役会においては、親会社であるS B I アセットマネジメントグループ株式会社（以下「S B I A M G」といいます。）取締役会長及びS B I H D代表取締役会長兼社長（C E O）を兼務している北尾吉孝、S B I A M G代表取締役社長及び吸収合併消滅会社である当社取締役を兼務する朝倉智也を除く、他の3名の取締役及び3名の監査役により審議の上、当該3名の取締役の全員の賛成により本合併の実施を決議しております。

なお、S B I G A M代表取締役社長の朝倉智也は、S B I G A Mの親会社であるS B I A M G代表取締役社長、S B I H D代表取締役副社長及び当社取締役を兼務しており、利益相反を回避する観点から、S B I G A Mの立場で本合併に係る協議・交渉に参加しておらず、本合併につき特別の利害関係を有する取締役としてS B I G A Mの取締役会の審議及び議決に参加しておりません。また、S B I G A M取締役の北尾吉孝はS B I A M G取締役会長及びS B I H D代表取締役会長兼社長（C E O）を兼務しておりますが、利益相反を回避する観点から、S B I G A Mの立場で本合併に係る協議・交渉に参加しておらず、本合併につき特別の利害関係を有する取締役としてS B I G A Mにおける取締役会の審議及び議決に参加しておりません。

⑤ 当社における独立役員からの意見の取得並びに当社の独立役員を含む利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本合併は同一の親会社を持つ会社同士の取引として支配株主との取引等に該当いたします。そのため、下記「(ウ)当社の株主の利益を害さないように留意した事項（同条項第3項第3号）」の「3）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要」の「b.当社において入手した意見の概要」のとおり、当社は、2025年9月30日付で、独立役員である社外取締役3名（中村利江氏、垣内俊哉氏および三木桂一氏）から意見の入手を行っております。

また、当社は、本合併に関する議案を決議した2025年9月30日に開催した取締役会においては、S B I H D代表取締役副社長及び当社取締役を兼務する朝倉智也を除く、他の8名の取締役及び4名の監査役により審議の上、当該8名の取締役の全員の賛成により本合併の実施を決議しております。

なお、当社取締役の朝倉智也は、SBIRD代表取締役副社長及びSBIGAM代表取締役社長を兼務しており、利益相反を回避する観点から、当社の立場で本合併に係る協議・交渉に参加しておらず、本合併につき特別の利害関係を有する取締役として当社の取締役会の審議及び議決に参加しておりません。

(イ) 合併対価として当該種類の財産を選択した理由（同条項第3項第2号）

当社及びSBIGAMは、本合併に係る当社の株式に対する合併対価として存続会社となるSBIGAMの株式を選択いたしました。当社及びSBIGAMは、SBIGAMの株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、当社株式を有する株主の皆様は、吸収合併存続会社となるSBIGAMの株式を受け取ることにより、本合併による統合効果を享受することが可能であることを考慮して、SBIGAMの株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(ウ) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項（同条項第3項第3号）

1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本合併は、同一の親会社を持つ会社同士の合併であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との重要な取引等に該当いたします。

a. SBIGAMにおける指針への適合状況

SBIGAMが2025年6月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

- ・ SBIGAMは、親会社であるSBIRDおよびそのグループ企業にSBIGAMの情報サービスやコンサルティングサービスの提供などの営業取引に加えて、役員の兼務及び従業員の出向派遣や受け入れ、業務の委託等の取引があります。SBIGAMグループは、親会社であるSBIRDとそのグループ会社と取引を行う場合にも、客観的かつ公正な取引を行うことを方針としております。SBIGAMは、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針の一部として、親会社、親会社の子会社、子会社との取引は、他の取引先と同様の基本条件、公正な市場価格によって行い、適正な取引を確保することを取締役会で決議しております。
- ・ SBIGAMは、「関連当事者取引管理規程」において、関連当事者取引の該当性確認を行い、関連当事者取引の決裁を一定条件未満のものを除き、取締役会の承認を得るものとすること、取締役会等の関連当事者取引の可否の判断基準などを定めております。
- ・ 新たに関連当事者に該当する者と売上取引を開始する場合には、各部門から新規取引申請書を管理本部に提出し、その取引の合理性および取引条件の妥当性等を確認のうえ、取締役会等で承認を得ます。また、新規の費用取引については、関連当事者取引であるか否かを管理本部がチェックし、関連当事者取引であれば、取締役会等で承認を得ます。なお、これらの承認を行うSBIGAMの取締役会においては、支配株主からの独立性を有する独立社外取締役が過半数を超えて（5名中3名）おります。

- ・既存の継続中の関連当事者取引については、売上の都度、業務システムで管理本部の承認を得ます。また、管理本部において、取引合計額の集計・管理を行なっています。
- ・また、継続的な関連当事者取引は、1年間の実績と見込を取締役会へ報告、承認を受けることとしています
- ・内部監査・監査役監査においても支配株主等との取引等が、内部統制システムに関する基本方針に従って、取引条件が一般的な取引条件と同様に決定しているかを監査重点項目としております。
- ・上記により、SBIRDおよびそのグループ会社とは、事実上の制約を受けることなく、公正な取引が確保されているものと考えております。

本合併につきましては、上記「1. 本合併を行う理由」に記載のとおり、SBIGAMにおいて事業上の必要性が存在し、また取引条件の決定に際し、SBIGAMの少数株主の不利益とならないよう、上記「iv.公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載の各措置を講じているため、本合併に関する諸条件については、SBIAMG及びその親会社であるSBIRDの影響による意思決定過程の恣意性を排除した体制のもとで決定しており、上記指針に適合しているとSBIGAMは判断しております。

#### b. 当社における指針への適合状況

また、当社が2025年7月15日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際ににおける少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

- ・当社の支配株主であるSBIRDは当社の親会社に該当しております。支配株主グループには当社投資信託の販売会社としてパートナー関係にある企業が存在しますが、当社の事業は同グループの各企業の事業とは競合しておりません。当社においては、少数株主の利益保護のため、取締役会の構成において支配株主の役職員以外の者が過半数を占めることを取締役候補者の指名方針としており、親会社の役職員を当社の取締役に1名選任しております。また、当社は支配株主グループとの取引は原則行わないこととし、取引を行うこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、および取引条件の妥当性（他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる）があることが担保される場合に限り、取締役会決議により取引の開始・変更の決定を行なうこととしております。
- ・なお、当社管理本部長を管理責任者とし、上記方針を「関連当事者取引管理規程」に定め、周知徹底を図っております。

本合併につきましては、当社の少数株主の不利益とならないよう、上記「iv.公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載の各措置を講じているため、本合併に関する諸条件については、当社の親会社であるSBIRDの影響による意思決定過程の恣意性を排除した体制のもとで決定しており、上記指針に適合していると当社は判断しております。

- 2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項  
上記「iv.公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」をご参照ください。
- 3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要
- a. SBI GAMにおいて入手した意見の概要
- SBI GAMは、SBI GAMを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする本合併を行うところ、SBI HDは両社それぞれの親会社であるため、両社における本合併契約の締結は、両社にとって東京証券取引所の有価証券上場規程に定める支配株主との重要な取引等に該当します。
- そのため、SBI GAMの代表取締役社長である朝倉智也より、独立役員を代表して山澤光太郎氏に対し、SBI GAMによる本合併契約の締結の決定が、少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を述べることについて、諮詢がなされました。
- SBI GAMの独立役員であるビリー・ウェード・ワイルダー氏（社外取締役）、山澤光太郎氏（社外取締役）、堀江明弘氏（社外取締役）、長野和郎氏（社外監査役）及び小竹正信氏（社外監査役）は、本合併の目的、その本合併比率を含む本合併契約の内容とその根拠が適切であるか否かという観点から検討を行った結果、以下のとおり本合併の目的、条件及び決定過程については合理性が認められることから、当該決定が、少数株主にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、その旨、意見を表明しています。
- ・本合併は、SBIグループにおける主要な5つの事業分野の一つである資産運用事業をSBI GAMが一元的に統括する体制を整え、SBIグループ全体として、商品戦略上の棲み分け等でより緊密な情報伝達を行うことによる業務の効率化や、重複する管理部門の削減等による合理化を達成し、SBI GAMの資産運用事業における中核会社としての位置付けを更に強化することである。
  - ・本合併は、その条件の決定に係るプロセスの独立性・透明性・客觀性を高めるために、両社において、上記「iv.公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」記載の措置を経て、その決定が行われることとなっていること。
  - ・本合併比率は、両社が互いに実施したDDの結果、両社の財務状況、業績動向、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案し、当社との複数回にわたる協議・交渉の結果、決定されたものであり、かつ、SBI GAMが依頼した第三者算定機関であるKICによる合併比率の算定結果のうち、株式市場における客觀的な指標である市場株価法、直近の両社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定されているDCF法による算定結果のいずれも考慮した上で、市場株価法による算定結果のレンジ（0.30～0.34）を上回る一方で、DCF法による算定結果のレンジ（0.22～0.47）の中央値付近であり、算定結果の全体のレンジの範囲内のことである。
  - ・上記算定結果の前提として、①SBI GAM株式が東京証券取引所プライム市場に、当社株式が東京証券取引所グロース市場にそれぞれ上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、

両社において将来の財務予測が存在することから、将来の事業活動の状況を算定に反映するために永久成長率に基づくDCF法を用いたという算定手法の選定理由及び②DCF法による算定に用いられた両社の財務予測についても、妥当なものであること。

b. 当社において入手した意見の概要

本合併は、同一の親会社を持つ会社同士の合併であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との重要な取引等に該当いたします。そのため、当社は、支配株主と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ独立役員である中村利江氏、垣内俊哉氏及び三木桂一氏に対して、本合併に関する当社の決定が同社の少数株主にとって不利益なものではないか否かの検討を依頼し、3氏より、以下の(i)乃至(iii)のとおりであるから、本合併に関する当社の決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないとする旨の意見書を取得しております。

(i) 本合併は、事業統合のシナジー等の最大化を実現するため行われるものであり、その目的は合理的であると認められる。なお、当社は、2023年4月25日にレオス・キャピタルワークス株式会社として上場してから短期間での上場廃止となるが、SBIGループにおいて、SBIGループにおける資産運用事業の確実な成長・発展による果実を、「顧客中心主義の徹底」というSBIGループの事業構築の基本觀に基づき、更なるお客さまの便益性向上に繋げていくためには、グループ内でのより効率的かつ機動的な事業運営が必要不可欠であると考え、本合併を行う選択をしており、当該選択に不合理な点は認められない。

(ii) 本合併比率算定の前提となる事業計画等の各種データが恣意的に作成されたものではなく、客観的・合理的な予測に基づくものであると認められること、本合併比率は、本合併比率算定報告書(当社)における市場株価法の上限を上回っており、かつDCF法のレンジの範囲内であること、本合併比率はSBIGAMと当社との間の独立当事者間の交渉の結果決定されたものであると認められることから、本合併比率を含む本合併の条件には妥当性が確保されていると認められる。

(iii) 本合併においては、本書の開示による株主の適切な判断機会の確保のための対応、意思決定過程における恣意性の排除、外部専門家の独立したアドバイスの取得、独立した第三者算定機関からの本合併比率算定報告書(当社)等の取得等の公正な手続を通じて、当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(2) 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号、第4項）

(ア) 吸収合併存続会社の定款の内容

電子提供措置によるウェブサイト（1ページに記載）にアクセスの上、ご確認ください。

なお、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

(イ) 合併対価の換価の方法に関する事項

1) 合併対価を取引する市場

S B I G A Mの株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

2) 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

S B I G A Mの株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

3) 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(ウ) 合併対価の市場価格に関する事項

S B I G A Mの株式の東京証券取引所プライム市場における過去6か月の株価推移は、以下のとおりです。

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高株価 (円)	683	660	660	655	672	657
最低株価 (円)	554	622	624	620	622	627

(エ) 吸収合併存続会社の過去5年間にその末日が到来する各事業年度に係る貸借対照表の内容

S B I G A Mは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しております。

(3) 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号、第5項）

S B I G A Mは、本合併に際して、基準時における以下の表の①から③までの第1欄に掲げる当社の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する当社の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から③までの第2欄に掲げるS B I G A Mの新株予約権を交付いたします。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	S B I レオスひふみ 株式会社第1回新株 予約権	別紙4-①-1記載	S B I グローバルアセ ットマネジメント株式 会社第5回新株予約権	別紙4-①-2記載
②	S B I レオスひふみ 株式会社第2回新株 予約権	別紙4-②-1記載	S B I グローバルアセ ットマネジメント株式 会社第6回新株予約権	別紙4-②-2記載
③	S B I レオスひふみ 株式会社第3回新株 予約権	別紙4-③-1記載	S B I グローバルアセ ットマネジメント株式 会社第7回新株予約権	別紙4-③-2記載

(注) 各内容欄に記載した別紙は、本合併契約の別紙を示し、別紙1に記載しております。

(4) 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項）

(ア) 吸収合併存続会社についての事項

1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

電子提供措置によるウェブサイト（1ページに記載）にアクセスの上、ご確認ください。

なお、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

a. S B I G A Mは、2025年8月20日付で、S B I G A Mを株式交付親会社、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社（以下「S B I 岡三AM」といいます。）を株式交付子会社、効力発生日を2025年9月11日とする株式交付を実施いたしました（以下「本株式交付」といいます。）。本株式交付に伴い、S B I G A Mは、S B I 岡三AMの普通株式の譲渡人であるS B I アセットマネジメントグループ株式会社（以下「S B I AMG」といいます。）に対し、S B I G A Mの普通株式13,128,343株を対価として交付しました。本株式交付に伴い、S B I 岡三AMは、S B I G A Mの子会社（特定子会社）に該当することとなりました。

b. SBI GAMの子会社であるSBI岡三AMが、2025年9月30日に、OCP1号投資事業有限責任組合及びOCP2号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である岡三キャピタルパートナーズ株式会社の株式の譲渡を受けたことにより、OCP1号投資事業有限責任組合及びOCP2号投資事業有限責任組合は、SBI GAMの子会社（特定子会社）に該当することとなりました。

c. 本合併に伴い、本合併の効力発生日である2025年12月1日（予定）をもって、レオスキャピタル及びRheosCP1号投資事業有限責任組合は、SBI GAMの子会社（特定子会社）となる見込みです

(イ) 吸収合併消滅会社についての事項（最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）

a. 当社は、2025年5月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき当社子会社の取締役及び従業員に対し、当社第3回新株予約権を発行することを決議し、同年5月28日付けで14,240個を発行しております。

b. 当社は、2025年5月21日開催の取締役会において、当社子会社であるレオスキャピタルから8億円を期間1年間で借り入れることを決議いたしました。

c. 当社は、2025年6月19日開催の取締役会において、GO株式会社の新設分割会社に対して払込時期を2025年9月上旬として、1億2,100万円の投資を行うことを決議し、同月9日に払込みをしております。

d. 当社は、2025年10月15日開催の取締役会において、当社が保有する有形固定資産の一部、投資有価証券及び関係会社出資金を、下記の金額でレオスキャピタルに売却することを決議いたしました。これによる売却損益は発生しない見込みです。

有形固定資産	2億6,950万円
投資有価証券	1億5,100万円
関係会社出資金	1,986万円

## 吸収合併契約書

S B I グローバルアセットマネジメント株式会社（以下「甲」という。）及びS B I レオスひふみ株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との吸収合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する（以下「本合併」という。）。

### 第2条（商号及び住所）

本合併の当事会社の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

#### (1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：S B I グローバルアセットマネジメント株式会社

住所：東京都港区六本木一丁目6番1号

#### (2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：S B I レオスひふみ株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

### 第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当に関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の株式に代わる金銭等として、基準時において本割当対象株主が所有する乙の普通株式に代わり、乙が基準時に発行している普通株式（会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式を除く。以下、本条において同じ。）の総数に0.36（以下「本合併比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の対価の割当てについては、甲は、本割当対象株主に対して、その所有する乙の普通株式数に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

### 第4条（本合併に際して交付する新株予約権及びその割当に関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、基準時における以下の表の①から③までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から③までの第2欄に掲げる甲の新株予約権を交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	SBIレオスひふみ 株式会社第1回新株 予約権	別紙4-①-1記載	SBIグローバルアセ ットマネジメント株式 会社第5回新株予約権	別紙4-①-2記載
②	SBIレオスひふみ 株式会社第2回新株 予約権	別紙4-②-1記載	SBIグローバルアセ ットマネジメント株式 会社第6回新株予約権	別紙4-②-2記載
③	SBIレオスひふみ 株式会社第3回新株 予約権	別紙4-③-1記載	SBIグローバルアセ ットマネジメント株式 会社第7回新株予約権	別紙4-③-2記載

2. 前項の対価の割当てについては、甲は、基準時における前項の表の①から③までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の各新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権1個につき、それぞれ同①から③までの第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

#### 第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

#### 第6条（合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年12月1日とする。但し、本合併の手続の進行その他の事由に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

#### 第7条（株主総会の承認等）

- 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本合併に必要な事項に関する株主総会の承認を得るものとする。
- 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、法令上、効力発生日前に本合併の実行に必要とされる許認可等の取得、届出その他一切の手続きを行うものとする。

#### 第8条（会社財産の承継）

乙は、乙の一切の資産、債務、契約その他の権利義務を効力発生日において甲に承継させ、甲はこれを承継する。

## 第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙が協議し、合意の上、これを行う。

## 第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙は速やかに協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第11条（本契約の効力）

本契約は、(i) 効力発生日の前日までに、第7条第1項に定める甲又は乙の株主総会において承認が得られないとき、(ii) 効力発生日の前日までに、第7条第2項に定める本合併の実行に必要な許認可等が得られないとき、又は(iii) 前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

## 第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通ずつ保管する。

2025年9月30日

甲：東京都港区六本木一丁目6番1号  
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社  
代表取締役 朝倉 智也

乙：東京都千代田区丸の内一丁目11番1号  
SBIレオスひふみ株式会社  
代表取締役 会長兼社長 藤野 英人

## 【別紙4-①-1】

### SBIレオスひふみ株式会社第1回新株予約権の概要

(1) 本新株予約権の名称

SBIレオスひふみ株式会社第1回新株予約権

(2) 本新株予約権の割当日

2024年4月1日(月)

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はSBIレオスひふみ株式会社(以下、本概要において「当社」という。)普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は800株とする。

なお、当社が当社普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行なう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 本新株予約権の払込金額

無償とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記(3)に定める本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とし、当初の行使価額は金171円とする。ただし、下記(6)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(6) 行使価額の調整

- ① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行なう場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

- イ 当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行なう場合を除く。）

$$\frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主（以下、「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。  
 イ 行使価額調整式で使用する時価は、当社の普通株式がいざれかの金融商品取引所に上場される前においては、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額を適用し、当社の普通株式がいざれかの金融商品取引所に上場された場合においては、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）を適用する。  
 ③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行なう場合、これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行なうものとする。

- ④ 上記①又は③により行使価額の調整を行なったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。
- (7) 本新株予約権を行使することができる期間  
2024年4月1日から2031年12月15日までとする。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 本新株予約権の行使の条件
- ① 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使ができる。
  - ② その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。
- (10) 新株予約権の取得事由及び取得の条件
- ① 当社が下記(12)に定める組織再編行為を行なう場合であって、同(12)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行なわない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。
  - ② 本新株予約権者が、上記①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。
  - ③ その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。
- (11) 本新株予約権の譲渡制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- (12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新

設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を使用することができる期間

上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(9)及び(10)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

以 上

## 【別紙4-①-2】

### SBIグローバルアセットマネジメント株式会社第5回新株予約権の概要

#### (1) 本新株予約権の名称

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社第5回新株予約権

#### (2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はSBIグローバルアセットマネジメント株式会社（以下、本概要において「当社」という。）普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は288株とする。

なお、当社が当社普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行なう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

#### (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記(2)に定める本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とし、当初の行使価額は金475円とする。ただし、下記(4)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

#### (4) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

##### ア 当社が株式分割又は株式併合を行なう場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行なう場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主（以下、「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

イ 行使価額調整式で使用する時価は、当社の普通株式がいすれかの金融商品取引所に上場される前においては、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額を適用し、当社の普通株式がいすれかの金融商品取引所に上場された場合においては、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）を適用する。

③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行なう場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行なうものとする。

④ 上記①又は③により行使価額の調整を行なったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2025年12月1日から2031年12月15日までとする。

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 本新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

②その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

①当社が下記(10)に定める組織再編行為を行なう場合であって、同(10)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行なわない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。

②本新株予約権者が、上記(7)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。

③その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(9) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(5)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(7)及び(8)に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

以上

## 【別紙4-②-1】

### SBIレオスひふみ株式会社第2回新株予約権の概要

#### 1. 本新株予約権の名称

SBIレオスひふみ株式会社第2回新株予約権

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、300円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、SBIレオスひふみ株式会社（以下、本概要において「当社」という。）の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

#### 3. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式800株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金155円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \\ \text{行使価額} &= \text{行使価額} \end{aligned}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「自己株式処分前の1株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年7月1日から2029年8月1日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年3月期から2027年3月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載される、本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益が2,500百万円を超過し、かつ割当日から行使期間の満了日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも250円以上となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成しない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権の割当日  
2024年8月1日
5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
  - (7) 謙渡による新株予約権の取得の制限  
謙渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
2024年8月1日
9. 申込期日  
2024年7月25日

以上

## 【別紙4-②-2】

### SBIグローバルアセットマネジメント株式会社第6回新株予約権の概要

#### (1) 本新株予約権の名称

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社第6回新株予約権

#### (2) 新株予約権の内容

##### ①新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（以下、本概要において「当社」という。）普通株式288株とする。

なお、付与株式数は、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

##### ②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金431円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株あたり}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}{\text{新規発行株式数}}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行った場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「自己株式処分前の1株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年12月1日から2029年8月1日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

④増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から、上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年3月期から2027年3月期までのいずれかの期において、レオス・キャピタルワークス株式会社及びレオス・キャピタルパートナーズ株式会社の損益計算書に記載される、本新株予約権の株式報酬費並びにそれぞれが関係会社に支払う経営管理料及び出向料控除前の営業利益の合計が2,500百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

(イ) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(ウ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(エ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行なうことはできない。

(オ) 各本新株予約権1個未満の行使を行なうことはできない。

(3) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要

しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記(2)⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(2)①に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(4)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(2)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(2)③に定める行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(2)④に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

上記(2)⑥に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

上記(3)に準じて決定する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(5) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

## 【別紙4-③-1】

### SBIレオスひふみ株式会社第3回新株予約権の概要

- (1) 本新株予約権の名称  
SBIレオスひふみ株式会社第3回新株予約権
- (2) 本新株予約権の割当日  
2025年5月28日
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、SBIレオスひふみ株式会社（以下、本概要において「当社」という。）普通株式100株とする。  
なお、当社が当社の普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 無償割当て・分割・併合の比率  
また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (4) 本新株予約権の払込金額  
本新株予約権の払込金額は、金5,860円とする。
- (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。  
当初の行使価額は、金186円とする。  
なお、下記(6)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。
- (6) 行使価額の調整  
①本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。  
ア 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行う場合を除く。）

$$\frac{\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{行使価額}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- イ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）を適用する。
- ③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。
- ④ 上記①又は③により行使価額の調整を行ったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。

#### (7) 本新株予約権を行使することができる期間

2027年6月1日から2035年4月30日までとする。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

②その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

①当社が下記(12)に定める組織再編行為を行う場合であって、同(12)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行わない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。

②本新株予約権者が、上記(9)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。

③その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(11) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(9)及び(10)に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(13)本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年5月28日

以上

## 【別紙4-③-2】

### SBIグローバルアセットマネジメント株式会社第7回新株予約権の概要

#### (1) 本新株予約権の名称

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社第7回新株予約権

#### (2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（以下、本概要において「当社」という。）普通株式36株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

#### (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、517円とする。

なお、下記(4)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

#### (4) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

##### ア 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行う場合を除く。）

$$\frac{\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数 + 新規発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \frac{1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数 + 新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数 + 新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ 当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ② ア 行使価額の調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
  - イ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）を適用する。
- ③ 上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。
- ④ 上記①又は③により行使価額の調整を行ったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。

#### (5) 本新株予約権を行使することができる期間

2027年6月1日から2035年4月30日までとする。

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 本新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後6か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より6か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

②その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

①当社が下記(10)に定める組織再編行為を行う場合であって、同(10)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行わない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。

②本新株予約権者が、上記(7)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。

③その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(9) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を使用することができる期間

上記(5)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(5)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(7)及び(8)に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

以上

## 臨時株主総会会場ご案内

会場

ベルサール東京日本橋

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー4階

交通

日本橋駅(銀座線・東西線・浅草線)B6 出口

東京駅(JR線・丸ノ内線)八重洲北口 徒歩6分

三越前駅(銀座線・半蔵門線)B6 出口 徒歩3分



UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。